

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第128号

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を改正する規則

京都市公営企業の主要職員の範囲に関する規則の一部を次のように改正する。

本則第2号中「配水管理センター」を「水道管路管理センター」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)